

薬生食監発 1128 第 1 号  
令和元年 11 月 28 日

各  
都道府県  
保健所設置市  
特別区  
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
(公 印 省 略)

「対 EU 輸出食肉製品、乳製品、殻付き卵及び卵製品の取扱要綱」  
に基づく洗卵の取扱いについて

EU 向けに輸出する食鳥卵及びその製品の原料卵については、「対 EU 輸出食肉製品、乳製品、殻付き卵及び卵製品の取扱いについて」（令和元年 10 月 18 日付け生食 1018 第 1 号、元消安第 2961 号）で示したとおり、洗浄・殺菌等の際に、次亜塩素酸ナトリウム等の殺菌剤を使用することはできません。

なお、これらの EU 輸出向け製品に限り、「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）、「液卵の製造等に係る衛生確保について」（平成 5 年 8 月 27 日衛食第 116 号・衛乳第 190 号）及び「卵選別包装施設の衛生管理要領」（平成 10 年 11 月 25 日第 1674 号）に規定される洗浄・殺菌等の方法は適用されません。

貴管内関係者に対する周知徹底をはじめ、その運用に遺漏なきよう取り計らわれるようお願いいたします。